令和２年　4月　9日

保護者の皆様様

認定こども園　鈴ノ宮保育園

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にかかる利用の自粛について（お願い）**

　平素は、本園の運営にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

　４月７日に国において緊急事態宣言が、大阪府を対象地域として発令されました。これを受け、大阪府知事から、大阪府全域を対象に「緊急事態措置」の要請が発出されました。不要不急の外出は控えるよう強く求められるとともに、各企業においても、営業の自粛や在宅勤務なども行われています。

このような状況の中、保育体制の確保・維持が困難となる恐れもあることから、市の要請に基づき、令和２年４月８日（水）から５月６日（水）までの間、仕事を休んで家にいることが可能な場合や、家庭での保育が可能な場合は、登園を自粛し家庭での保育にご協力をお願いします。

ただし、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方や、仕事を休むことが困難な方で親族等による保育が不可能な場合については保育を行うこととします。

保護者の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、お子さまの健康状態を引き続き把握していただくとともに、下記のとおりご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

**１　保育料の取り扱いについて**

　　家庭保育に協力（登園自粛）していただいた家庭については、保育料を日割計算にて減額します。

※詳細については、後日、お知らせします。

**２　感染防止対策等について**

○不要不急の外出は控えてください。

○自宅においても、手洗いや咳エチケット、こまめな換気等をお願いします。

　○ご家庭での健康状態の確認（検温等）の徹底をお願いします。

　○発熱や咳などの症状がみられる場合には、自宅で休養してください。

○登園後、37.5度以上の発熱があった場合及び37.5度を超えなくても呼吸器症状があるなど体調不良があった場合は保護者の方にご連絡させていただきますのでご対応をお願いします。

○発熱等が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてください。

　○下記の症状がある場合は、堺市新型コロナ受診センター（帰国者・接触者相談センター）に相談していただき、同時に園にも連絡をお願いします。

①風邪の症状や37.5度前後の発熱が４日程度続く

（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）

②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

③糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患があり、①又は②の症状が２日程度続く

堺市新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）

　　　　【電話番号】０７２－２２８－０２３９

　　　　【FAX番号】０７２－２２２－９８７６

　　　　【受付時間】午前９時から午後５時３０分（平日）